

E・ナウマン博士の叙勲

池守清吉¹⁾

1. はじめに

1969(昭和44)年当地北海道広尾郡忠類村字晩成において、ナウマンゾウの全身骨格化石が発見された。化石発掘は翌年に十勝団体研究会によって行われたが(佐藤ほか, 1971), 筆者は当時忠類村役場に勤務して、発掘についての御世話するうちに、ナウマンゾウと共にナウマンその人に興味を持つようになった。そのうちの一つに、文献によって異なるナウマンの叙勲位階の問題があった。筆者の依頼に応じて記録の探索をされた佐藤博之氏の報告は佐藤(1985)に示されている。同時期に筆者は別に叙勲進級の事情についての考察を行い、家蔵していた。

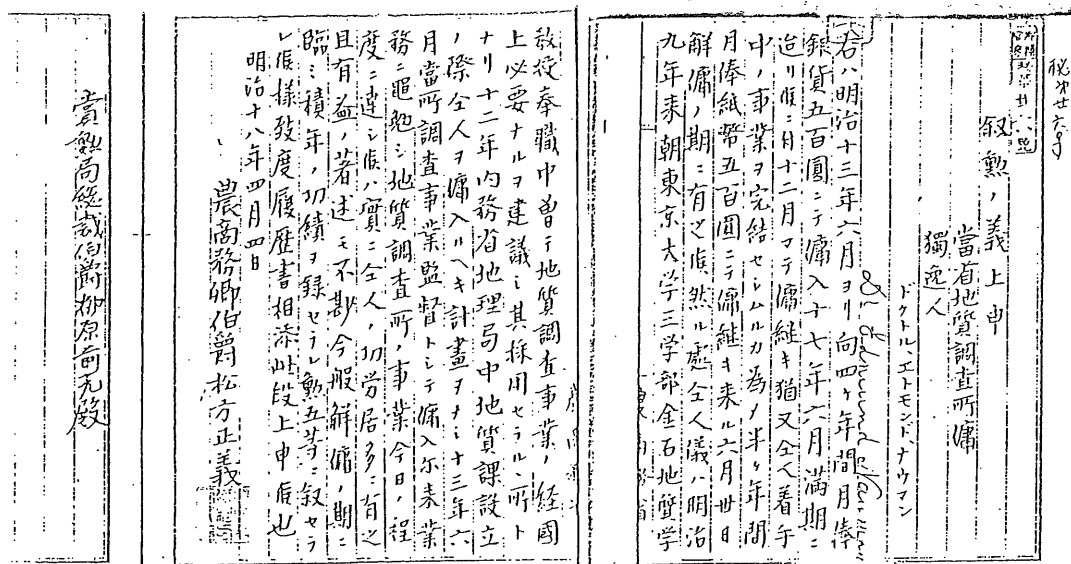
本年になって図らずも山下 昇先生の公刊について懇篤なお薦めがあった(山下, 1992)。さらに佐藤氏からの依頼もあり、改めて地質ニュースに投稿

したのがこの報告である。

内容は編集委員会の忠言もあり、一部補充訂正を行った上、文献をつけ加えたが、本来の内容は執筆当時そのままである。

山下先生からは、ナウマン博士研究に関する数々の文献をはじめ、貴重なナウマン文書のコピーも頂戴した。このナウマン文書のうち、身上書(山下・キューパース共同解説, 山下訳)には「日本の勲四等旭日章を受けたこと」が記されており、本稿発表の決意の源泉となった。さらに山下先生の「日本の地質学界は、今日までナウマン博士の死を悼むということを行っていない」(山下, 1992)のひと言に、怠惰な私の心が揺さぶられた。本稿発表の機縁を作ってくださった山下先生に厚くお礼申し上げます。

以下推測に頼る部分は多いが、1886(明治19)年のE・ナウマン博士叙勲進級の事情について、いさ



第1図 農商務卿松方正義叙勲の義上申 1885(明治18)年4月4日(以下、いずれも国立公文書館所蔵)

1) 北海道広尾郡忠類村元助役:

〒089-17 北海道広尾郡忠類村錦町

キーワード: ナウマン, 叙勲, 青木周蔵, ドイツ人

さか考察を試みた次第である。博士の叙勲を勲五等とする1885(明治18)年の農商務省の文書のほかに、1886(明治19)年に勲四等とする資料もあることに不審を抱いた筆者の依頼に応じて、労をいとわず博士叙勲進級に関する文献の探索発見にご尽力いただいた佐藤博之氏のお力添えに厚くお礼申し上げます。なお同氏からご提出いただいた資料のコピーを、感謝をこめて添付させていただきます。

2. 叙勲進級の経緯

1875(明治8)年8月17日に来日し、1885年の帰国まで、文部省金石取調所勤務、東京開成学校教授、東京大学教授、内務省雇、農商務省雇としてわが国の地質学、地質調査事業に顕著な功績があったハインリヒ・エドモント・ナウマン博士は、その帰国にあたり、6月に勲五等に叙せられ、双光旭日章を授与された(第1, 2図)。

これは、博士の満期解備帰国に先立って農商務卿松方正義が行った叙勲上申によるものであった。

ところが、この叙勲から約1年後の1886年6月、外務大臣井上馨が博士の叙勲進級を上奏し、翌月、博士は勲四等に叙せられ、旭日小綬章を授与されたのである。叙勲関係の文書によると、その経緯は次のとおりである。

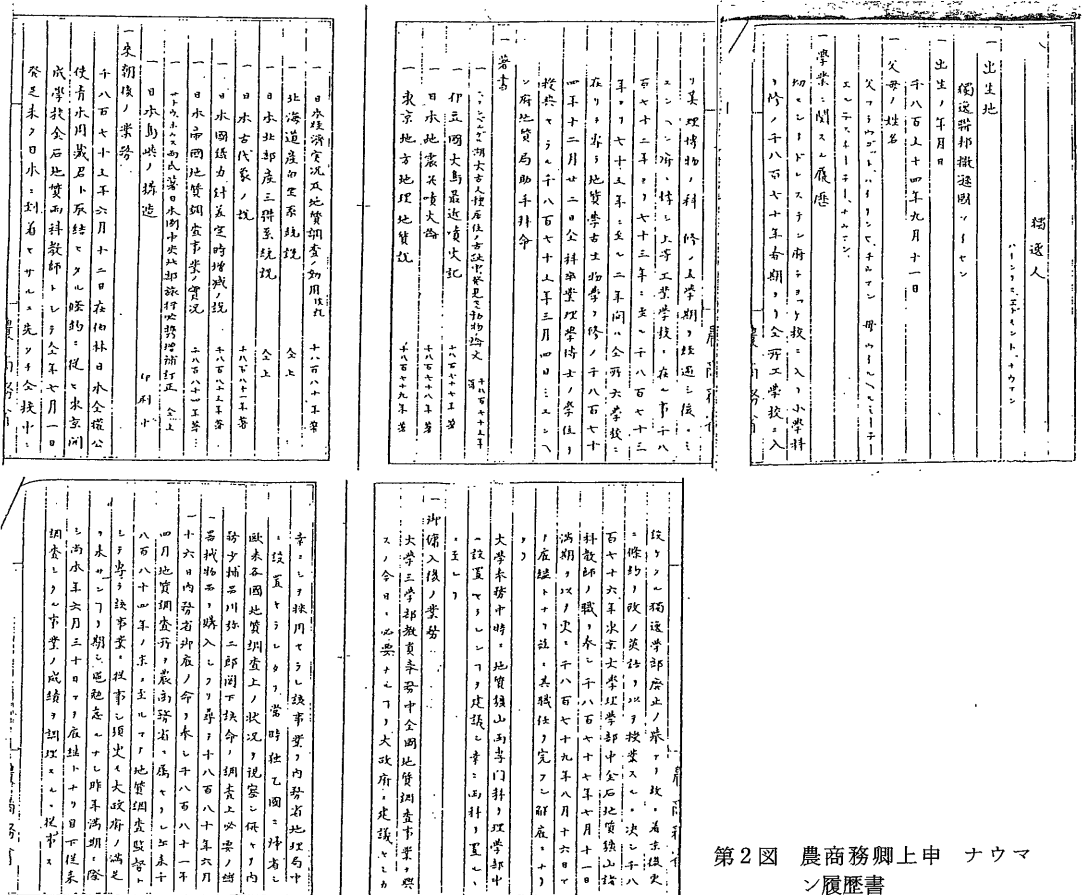
1886. 6. 26 外務大臣井上馨、賞勲局総裁柳原前光にE・ナウマン博士の叙勲進級之儀を上奏

1886. 6. 28 賞勲局、E・ナウマン博士の勲位進級を議定

1886. 7. 3 賞勲局総裁、内閣総理大臣にE・ナウマン博士の勲位進級議定の件について允裁を仰ぐ

1886. 7. 5 内閣総理大臣伊藤博文、E・ナウマン博士の叙勲について裁下を仰ぎ、裁下(勲記……勲四等、旭日小綬章……は1886. 7. 9)

この叙勲進級は、博士と同じく東京大学奉職の同国人ネットが叙せられた勲四等との権衡を重視する



第2図 農商務卿上申 ナウマン履歴書

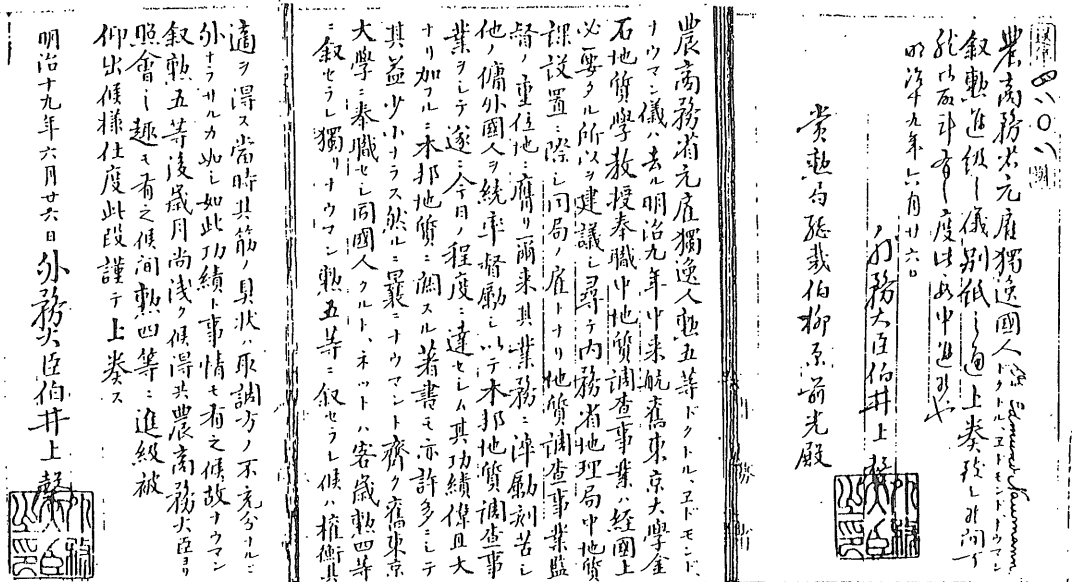
という見地から行われた(1886年6月26日付外務大臣井上馨の上奏文、同月28日付賞勲局「農商務省元雇独逸人ドクトル、エドモンド、ナウマン勲位進級議案」)ものであるが、この上奏が博士とかかわりの深い農商務大臣や文部大臣によるものではなく、外務大臣であるのはどうしたことなのであろうか。

先年の叙勲上申が農商務卿松方正義によって行われたのは、博士が最終的に勤務していた地質調査所の管轄が農商務省であったから至極当然のことであった。そして、それならば1年後の叙勲進級の上奏もまた農商務大臣(1885年12月22日の内閣制度発足に伴い諸省の長官として大臣を任命)によって行われるのが自然と考えられるのに、これがE・ナウマン博士とは直接関係のない外務大臣によって行われたのは、どのような理由によるものであろうか。先年の叙勲上申にあたっては、博士の勤務が農商務省管轄の地質調査所であったから、文部卿や内務卿は上申する立場になく、農商務省の長官である松方農商務卿が上申を行ったものであり、翌1886年の叙勲進級の上奏にあたっては、博士がすでに日本政府機関との雇傭関係を解かれて、単なる一人の外国人であったから、外交事務を取り扱う官庁である外務省が上奏事務を取り扱い、井上外務大臣名で上奏が行われたと考えるべきものであろうか。

E・ナウマン博士の叙勲進級に関する文書を見る

と、その辺の事情が微妙に見えかくれているように思われる。上奏事務を取り扱った外務省としては、博士の功績が「偉且大」であり、加えて「本邦地質=関スル著書モ亦許多ニシテ其益少小ナラス」(第3図)と認めた上で(この点については先年の松方農商務卿の叙勲上申においても「……尔来業務=暇勉シ地質調査所ノ事業今日ノ程度=達シ候ハ実ニ同人ノ功勞居多ニ有之且有益ノ著述モ不尠今般解備ノ期=臨ミ積年ノ功績ヲ録セラレ……」(第1図)と上申の中に述べられている)、博士と同じ東京大学に奉職した同国人ネットには勲四等が与えられたにもかかわらず独り博士が勲五等に叙せられたのは「権衡其適ヲ得ス」との理由から叙勲進級を上奏し、その由って来たるところを「当時其筋ノ具状ハ取調方ノ不充分ナルニ外ナラサルカ如シ」(第3図)と推定した。しかし、これだけでは農商務省側の非をあまりにも露骨に示すことになるので、「如此功績ト事情モ有之候故ナウマン叙勲五等後歳月尚浅ク候得共農商務大臣ヨリ照会之趣モ有之候間」と「権衡其適ヲ得」ないことについては農商務省も外務省と同様の思いで照会してきたとして、文脈上で一応農商務省側の立場を擁護しているように受けとることができるようである。

一方、この上奏を受けた賞勲局では、先年の「取調方ノ不充分ナル」農商務省側の「具状」にいささ



第3図 叙勲進級之儀上奏 1886(明治19)年6月26日 外務大臣井上馨

か同調したと推しはかられてもいたしかたのないような経緯を意識して、博士の叙勲進級を議定する議案1885年6月28日付の「農商務省元雇独逸人ドクトル、エドモンド、ナウマン勲位進級議案」では、「農商務省ノ申請ニ抛リ十八年六月中勲五等ニ叙シタル以来日猶ホ浅シト雖モ其功績ノ事業著書ニ頭ハル者明確ニシテ他ノ外国人ノ叙勲者ニ比シ不倫ヲ覺フ旨ヲ以テ外務大臣勲位進級ヲ上奏セリ」(第4図)として、さきの勲五等申請に対し特に非を明らかにする姿勢を示すことなく、他の外国人の叙勲との比較という外務大臣としての見地のみから叙勲進級の可否を決しようとしている。この議案に対する議定官の意思表示は、可が10人否はなしとなっている(第4図、同上議案)。どうも外務大臣の迫力にあっさり兜をぬいだ形である。

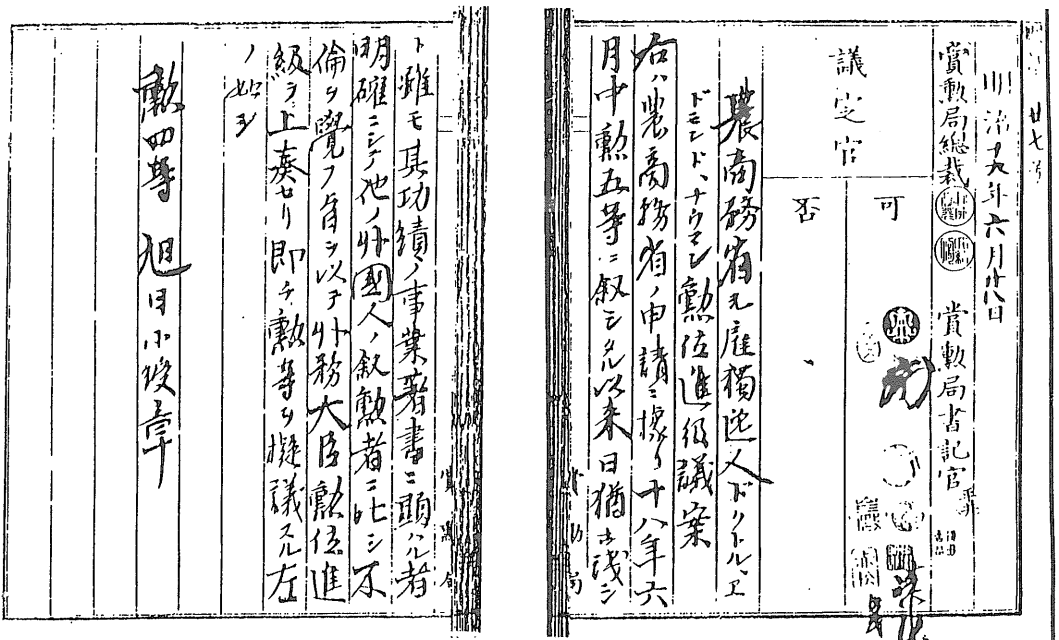
このような経緯があって、翌月5日、内閣総理大臣伊藤博文は、元農商務省元雇独逸人勲五等ドクトル、エドモンド、ナウマンを勲四等に叙し旭日小綬章を賜う旨の裁下を仰ぎ、博士の叙勲進級は裁下された(第6図)。なお、その勲記は7月9日付である。

3. 勲位進級の発端

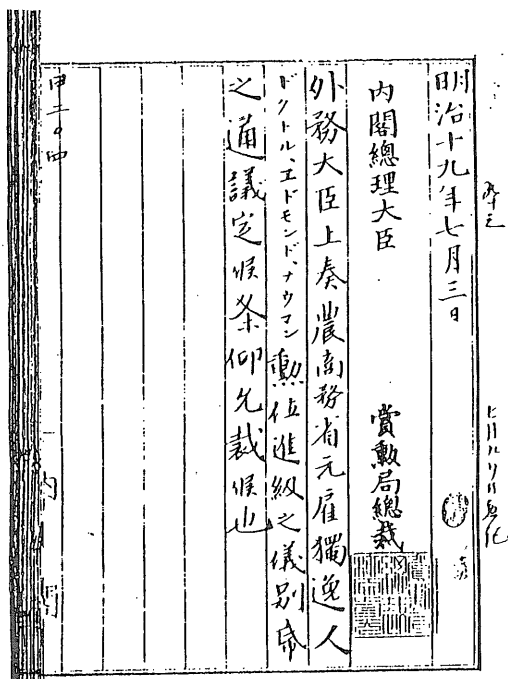
ところで、博士に対する叙勲進級の発端は何であろうか。政府関係の文書からはその片鱗をもうかがうことはできないが、以下、このことについて少しく推測を試みることにしたい。

まず、1886年の時点で、E・ナウマン博士に対する勲五等という叙勲は、博士と同国人でしかも東京大学に奉職したネットに対する叙勲の勲四等に比べて釣合がとれない、と考える人が何人かいたと仮定してみよう。それはどのような人か。文部省内であれば、内務省や農商務省内であれば、博士の性格や学問上の意見の対立から博士の業績を率直に認めることを快しとしない人がいたことは想像に難くないが、一方では、博士の学術上または行政上の功績を高く評価し、また、博士から直接教えを受けたり、博士の著述などから多大の恩恵を被って、彼の日本における足跡を深く敬慕した人がいたであろうことも想像される。

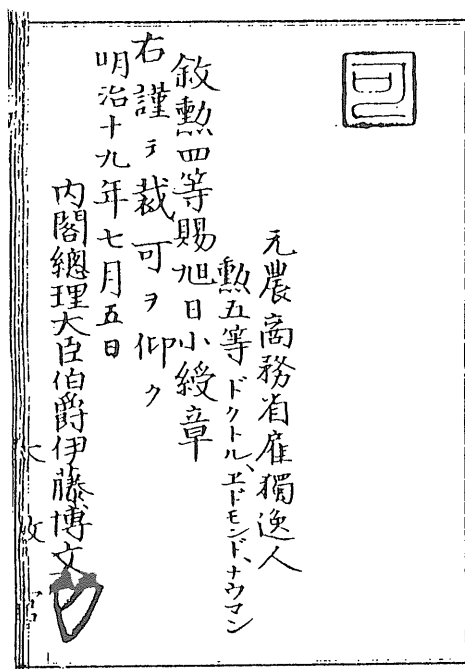
後者に属する人にとっては、博士に対する叙勲が勲五等であるのに、叙勲の条件としては博士と甲乙つけ難いドイツ人ネットが勲四等に叙せられたことに不均衡の感を強く抱いたに相違ないと思われる。しかし、博士はすでに日本の政府機関とは無縁となつて本国へ去つた一外国人であるし、先年の叙勲から日なお浅く、叙勲進級を関係者に働きかけるには



第4図 賞勲局勲位進級の議案 1886(明治19)年6月28日



第5 図賞勲局総裁勲位進級之仰允裁
1884(明治17)年7月3日



第6 図内閣総理大臣伊藤博文叙勲裁可
1886(明治19)年7月5日

時期的に困難であるなどの理由から、博士への叙勲の再検討と勲等の進級には誰もためらいがあったであろうという想像もまた難くない。

ではこの時期、外務大臣井上馨をして、博士に対する勲位進級の上奏に踏み切らせた者は誰であろうか。

こう考えて来ると、井上外務大臣の身近にいて、E・ナウマン博士に理解の深かった人物が一人浮び上がって来る。それは外務次官青木周蔵である。

そもそもE・ナウマン博士と日本との縁は、青木周蔵によって作られたのである。博士は、1875(明治8)年6月12日、当時在ベルリン日本全権公使青木周蔵によって日本へ招聘されることになった第2 図、農商務卿上申 ナウマン履歴書。青木全権公使は、E・ナウマン博士のほかにもドイツから多くの人材を明治新政府に送った。彼の人選になるドイツ人お雇い外国人の一例として、坂根義久(1970)は、ヘルマン・ロエスレル(法学者)、アルバート・モッセ(同)、パウル・マイエット(東京大学ドイツ語教師、大蔵省・農商務省・通信省各顧問)、アレキサンデル・シーボルト(外務省雇)、トク・ベルツ(医師)、カール・ルードルフ(内務省顧問)、ヘル

マン・テヒヨー(文部省顧問)、フォン・グラマツキー(大蔵省顧問)などの偉材を挙げている。坂根氏の例示の中にE・ナウマン博士の名は見えないが、青木全権公使の人選がいかにすぐれたものであったかということが首肯できる。

E・ナウマン博士が、ミュンヘン大学の恩師ギェンベル教授のすすめで来日を決意し(今井, 1966)、1875(明治8)年6月12日に在ベルリン日本全権公使青木周蔵と来日の条約を取り結んだのは、少壮地質学者E・ナウマン博士がすぐれた人材であることを青木全権公使が認めたことにはほかならないからであろう。そして、来日後の博士は青木の信頼と期待によくこたえたのである。はじめは地質学の教師として明治初期の人材育成に力を注ぎ、また、政府に地質調査事業についての建議を行った。続いてその建議が採択されると、自ら先頭に立ってわが国の地質調査事業を開拓推進し、またその間、多くの著述によって日本の近代化に大きく貢献した。

博士は、1885年、7月12日満期解傭となって横浜を離れドイツへ帰ったが(山下, 1992)、一方、青木周蔵は、同年9月26日帰朝を命ぜられ、12月10日には外務大輔となった。間もなく内閣制度が

制定され、翌1886年の3月4日に外務次官となった(坂根, 1970)。

青木周蔵外務次官が、かつて自分が招聘の労をとったE・ナウマン博士の功績とそれに対して日本という国家が公式に報いた叙勲の実態を知り(青木が博士の叙勲に関心を抱いたのはいつごろのことかは明らかではないが)、とくに、博士と同国人で、博士と同じ東京大学に奉職した経歴を持ち、ほとんど時期を同じくして行われたネットの叙勲が勲四等であるのに比べ、その功績がネットに劣ることはないと思われるE・ナウマン博士が勲五等にどまったことに意外の念を抱いたのではないかと想像される。

ネットは1885年6月5日拝謁、18日勲四等に叙せられている。青木にしてみれば、義憤を禁じ得ないほどの感慨が強かったのではなからうか。賞勲局の議案(明治19. 6. 28「農商務省元雇独逸人ドクトル、エドモンド、ナウマン勲位進級議案」)の表現を借用すれば、青木のこのときの心境は正に「其功績ノ事業著書ニ顕ハル者明確ニシテ他ノ外国人ノ叙勲者ニ比シ不倫ヲ覚フ」(第4図)そのもので、このことは人道上也にこのままに放置することはできないというほどの思いだったに相違ないと推察される。

すでにドイツへ帰国してしまったE・ナウマン博士に拝謁の機会は過ぎ去ってしまったが、せめてネット並みの勲四等を、という思いから、青木次官は井上外務大臣に意見を述べたのではなからうか。E・ナウマン博士への叙勲進級の理由として、上記の賞勲局の議定における議案の文言がこのような推察を支えてくれるのである。

すでに述べたように、博士の功績がその事業や著書に顕われたことは、だれもが認めるところであるが、外務大臣上奏は、博士の叙勲に関わった賞勲局の体面を考慮して、ナウマンとネットの叙勲に不釣合を生じたのは農商務省の具状に原因があるという言い回しで、「当時其筋ノ具状ハ取調方ノ不充分ナルニ外ナラサルカ如シ」と表現しているが、前年の農商務卿の叙勲上申にも博士の功績として事業や著書が詳細に列挙されているのであるから、「不充分」と考えられるのは積年の功績に対して「勲五等ニ叙セラレ候様」と上申した農商務省側の判断を批判し

たものであろう。

仮に農商務省が文部省などの他官庁におけるお雇外国人の叙勲事情に詳しくなかつたために勲五等を妥当として博士への叙勲を上申したものであったとしても、これを受けた賞勲局側としては、当然他省の叙勲上申例も承知しているはずであるから、農商務省側と連絡を密にして、慎重な議定を行うべきではなかつたかと思われる。さきに外務大臣の上奏文中「ナウマン叙勲五等後歳月尚浅ク候得共農商務大臣ヨリ照会ノ趣モ有之候間」とあるのは、ネットに対する拝謁や勲四等叙勲を知った農商務省側の悔恨の情を感じ取ることができよう。外務省としては博士の叙勲進級を穏やかに取り運んで、早期にその実現を図りたいと意を用いたのであろうが、青木次官の本音を露骨に表明すれば、「当時賞勲局ノ議定モ亦不充分ナルニ外ナラサルカ如シ」としたい程の激しい義憤ではなかつたかと推察される。

おそらくはこのような事情で、青木次官の熱意に対し、彼の手腕を高く買っていた井上外務大臣も賛意を表明したのであろう。そしてまた、内閣総理大臣伊藤博文は、内務卿時代の1879(明治12)年に、E・ナウマン博士から地質調査事業の必要性についての意見書を受け、その要約を太政大臣三条実美に提出して採択にこぎつけた当事者である。そして、これが契機となってわが国の地質調査事業が本格化した事情を伊藤総理大臣はよく知っていたので、博士に対してはこの人もとくに理解が深かつたと思われる。

かくして、E・ナウマン博士の叙勲進級は実現を見たのである。

文 献

- 今井 功(1966): 黎明期の日本地質学。ラテイス、東京、193p。
 坂根義久(1970): 青木周蔵自伝、解説。東洋文庫168、平凡社、p. 345-357。
 佐藤博之(1985): ライマンとナウマン 百年史の一こま。地質ニュース、no. 373、38-49。
 佐藤博之・山口昇一・木村 亨・谷津良太郎(1971): 北海道十勝でナウマンゾウを掘って。地質ニュース、no. 198、20-27。
 山下 昇(1992): ナウマン博士ゆかりの人と所をたずねて IV。フランクフルト。地質ニュース、no. 455、37-49。

IKEMORI Seikichi (1993): Decoration on Dr. E. Naumann.

〈受付: 1992年10月21日〉